

令和4年6月1日

名古屋城における文化財保護に関する特記仕様書

- 1 本件は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく特別史跡、重要文化財又は名勝等において業務を行うものであることから、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、慎重に施工・作業（以下「施工等」という。）すること。
- 2 文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な場合は、同許可日以降に着手するとともに、申請内容と許可条件を遵守すること（準備作業や仮設作業を含む。）。また、やむを得ず現状変更許可の内容と異なる作業が必要となった場合は、必ず監督員と協議し、所定の手続きを経た後にその作業に着手すること。
- 3 全ての施工等に従事する者に文化財の保護及び重要性を十分認識させ、万全の注意を払うこと。
- 4 監督員から連絡があった場合は、受注者は着手に先立ち、監督員、名古屋城調査研究センター及び本市教育委員会文化財保護室の学芸員等による打合せに出席し、施工等内容の確認を受けること。
- 5 本特記仕様書を遵守した施工等方法や立会いの実施等について、具体的な施工等計画を作成し、監督員に提出すること。
- 6 日々の作業に関しては、監督員との打ち合わせ等に即し、名古屋城調査研究センター学芸員及び文化財保護室学芸員による立会い確認を必要に応じて受けること。
- 7 監督員の指示及び学芸員の立会いのない掘削は、絶対に行わないこと。
- 8 施工等にあたり、遺構の状況の変化など気付いた点があれば直ちに作業を中断し、立会いの学芸員及び監督員に報告しその判断を仰ぐこと。
- 9 有識者会議の指導・助言を受ける際は、現地視察や資料作成に協力すること。
- 10 その他、疑義の生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。